

犯罪被害者支援

犯罪被害は

11/25～12/1は「犯罪被害者週間」
11/1～12/1は「犯罪被害者等支援子広報啓発強化期間」です。

決して他人ごとではありません

想像してください

もしも あなたの大切な人が
犯罪被害に遭ってしまったとしたら…

ニュースなどで報道される事件や事故。

その裏には、身体も心も傷ついている被害者やその家族がいます。
事件が解決し、犯人が捕まっても、犯罪被害者等に解決はありません。
様々な困難を抱える犯罪被害者等に寄り添い、社会全体で支えましょう。

警察の被害者相談窓口

警察相談電話

#9110 通話料有料

おひとりでも悩まずに、まずはご相談ください。



『性犯罪被害相談』はこちらへ↓

性犯罪被害相談電話（ハートさん） #8103 通話料無料※

※ 性犯罪被害相談電話は通話料無料ですが、一部の電話からは無料でおつなぎできない場合があります。

愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 被害者支援センターえひめ

「被害者支援センターえひめ」は、県内唯一の犯罪被害者支援団体です。
次のような支援を行っています。秘密は守ります。ご相談ください。



電話相談

面接相談

警察署・医療機関等への付添支援

弁護士との合同相談

裁判における支援

日常生活の支援

自助グループの支援

相談電話 (089)905-0150

毎週月～金曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く。）
ホームページ <http://www.shien-ehime.or.jp>





警察による犯罪被害者支援



被害者連絡制度

殺人・傷害・性犯罪などの身体犯、ひき逃げ事件・交通事故死亡事故などの被害者等に対して、事件を担当している捜査員などが、「刑事手続、捜査状況、被疑者の検挙・処分状況」などを連絡します。

被害者の手引の配布

殺人・傷害・性犯罪などの事件や交通事故の被害者等の方のために、「被害者の手引」を配布しています。



犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や重傷病や障害という重大な被害を受けた被害者に対して、国が一時金として給付金を支給し、犯罪被害等の軽減、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

・遺族給付金

被害者が亡くなった場合、遺族に支給。

・重傷病給付金

被害者が重傷病になった場合に支給。

・障害給付金

被害者に障害が残った場合に支給。

※給付の全部又は一部が支給されない場合もあります。

★県・市町においても、支援の窓口があり、必要な行政サービスや支援金を受けられることがあります。



公費負担制度

●性犯罪被害者に係る緊急避妊等に要する経費の負担

性犯罪の被害者に対し、医療費などを公費で負担しています。

診断書料

初診料

感染症
検査料

妊娠
検査料

投薬料

●一時避難場所の確保に係る経費の負担 など

被害者の中には、大きな精神的ダメージを受けながらも、誰にも相談できず、一人で抱え込んでしまっている方も多くいます。

そのような被害者の気持ちや立場を社会全体で理解し、支援環境を整備していくことが大切です。

犯罪被害にあわれた方・
支援者のためのポータルサイト

チャンネル
ギョっとCH



犯罪被害者等支援



開設
しました！



ギョっとおやめ



制度の詳しい内容については、愛媛県警察本部犯罪被害者支援室（０８９－９３４－０１１０）又は最寄りの警察署にお問い合わせください。